

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育所・認可外保育施設指導担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所及び認可外保育施設において発生した死亡事故等に係る報告の範囲について

地方自治体から厚生労働省に報告のあった死亡事故をもとに、報道機関が地方自治体に対して取材を行ったところ、厚生労働省に報告されていない死亡事故があることが判明しました。この報道機関からの照会を受け、地方自治体から報告されていない死亡事故があるかどうか、厚生労働省として調査を実施したところ、31件の死亡事故の報告を受けました。(参考：平成25年12月11日公表資料)

追加で報告された理由の多くは、「睡眠中」「病死」「原因不明」といった事案について、地方自治体において「事故」という認識がなかったことによるものでした。

「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」(平成22年1月19日雇児保発0119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)による報告が定着した平成23年1月から平成24年12月の間について追加報告はありませんでしたが、当該通知に基づき報告する事故の範囲については下記のとおりとなっておりますので、管内市町村(特別区を含む。)、認可保育所及び認可外保育施設への周知をお願い致します。

## 記

次に該当する事案について厚生労働省に対して報告すること。

### 1. 死亡事故

保育中に発生した死亡事案が報告対象であり、「睡眠中」「病死」「原因不明」といった理由を問わず報告すること。

### 2. 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

保育中に発生した負傷等の事案のうち、治療に要する期間が30日以上の中重篤な事故について報告すること。

#### 【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係

TEL : 03-5253-1111 (内線 7947)